

桑名市告示第62号

桑名市介護保険居宅介護（予防）受領委任払い制度に関する要綱を次のように定める。

令和6年3月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市介護保険居宅介護（予防）受領委任払い制度に関する要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費（以下これらを「福祉用具購入費」という。）並びに居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費（以下これらを「住宅改修費」という。）の支給に当たって、居宅要介護被保険者並びに居宅要支援被保険者（以下これらを「被保険者」という。）が有する福祉用具購入費及び住宅改修費の請求及び受領に関する権限のうち、受領に関する権限を特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具（以下これらを「福祉用具」という。）を販売するサービス事業者又は住宅改修工事を行った者（以下「事業者」という。）に委任することにより、本市が事業者に対して福祉用具購入費又は住宅改修費を支給すること（以下「受領委任払い制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（取扱事業者）

第3条 受領委任払い制度を適用する事業者は、被保険者の依頼に応じた福祉用具の販売や住宅改修を行い、当該販売又は改修に係る福祉用具購入費若しくは住宅改修費を振り込む事業専用口座（個人名義の口座を除く。）を有する事業者とする。

（適用資格）

第4条 受領委任払い制度の適用は、被保険者が市から福祉用具購入費又は住宅改修費を受領する権限について、事業者から受任することの同意を得ている場合とする。ただし、被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合は、受領委任払い制度を利用できないものとする。

- (1) 被保険者証に支払方法変更の記載がされている者
- (2) 法第67条第1項の規定による保険給付の差止めを受け、又は被保険者証に保険給付差止の記載がされている者
- (3) 被保険者証に給付額減額等の記載がされている者
- (4) 医療機関又は介護保険施設に入院若しくは入所し、概ね1月以内に退院又は退所の見込がない者
- (5) 要介護（支援）認定新規申請中の者
- (6) その他市長が適当でないと認める者

（支給に係る事前申請）

第5条 住宅改修費における受領委任払い制度の適用を受けようとする被保険者は、住宅改修を施工する前に居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等を通じ、介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書兼承諾書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 介護保険居宅介護（予防）受領委任払いに係る誓約書
- (2) 住宅改修が必要と認められる理由書（介護支援専門員等が作成したもの）
- (3) 住宅改修工事費の見積書
- (4) 住宅改修平面図
- (5) 住宅改修施工前の現況写真（被保険者名、工事名、施工箇所、施工内容、日付等を記載した工事看板とともに撮影したもの）
- (6) 住宅改修事前申請受付内容確認票
- (7) 改修を行う住宅の所有者が被保険者でない場合は、所有者の住宅改修の承諾書

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査のうえ、承認の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

（支給申請）

第6条 受領委任払い制度の適用を受けようとする被保険者は、福祉用具の購入後又は住宅改修の施

工完了後に、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等を通じ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 福祉用具購入費

- ア 介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書兼承諾書（様式第2号）
- イ 介護保険居宅介護（予防）受領委任払いに係る誓約書
- ウ 介護保険給付費請求書兼委任状
- エ 福祉用具の概要を記載したパンフレット等
- オ 福祉用具の請求書又は見積書
- カ 福祉用具を購入する際に被保険者が支払った自己負担分の領収書（領収書原本の提示により、写しでも可）

(2) 住宅改修費

- ア 前条第2項の規定により承認を受けた住宅改修事前申請受付内容確認票
- イ 介護保険給付費請求書兼委任状
- ウ 住宅改修の請求書
- エ 住宅改修で被保険者が支払った自己負担分の領収書（領収書原本の提示により、写しでも可）
- オ 住宅改修施工後の現況写真（被保険者名、工事名、施工箇所、施工内容、日付等を記載した工事看板とともに撮影したもの）

2 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、当該申請に係る支給決定又は不支給決定を行い、被保険者にその旨を通知するものとする。

（支払）

第7条 第4条の規定を満たす被保険者の福祉用具購入若しくは住宅改修に要した費用について、市長は福祉用具購入費又は住宅改修費として被保険者に対して支給すべき額の限度において、当該被保険者に代わり、事業者を支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し福祉用具購入費若しくは住宅改修費の支給があったものとみなす。

3 第1項の規定による支払は、事業者が指定する口座に振り込むことにより行う。

（返還）

第8条 市長は、事業者が偽りその他不正な手段により福祉用具購入費又は住宅改修費の支払を受けたときは、当該費用の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に購入した福祉用具に係る福祉用具購入費又は同日以後に第5条の規定による事前申請をした住宅改修に係る住宅改修費について適用する。

介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書兼承諾書(受領委任払い専用)

ふりがな		保険者番号	
被保険者氏名		被保険者番号	
個人番号			
生年月日	年 月 日生		
住 所	〒 電話番号		
住宅の所有者		被保険者との関係	
改修の内容・ 箇所及び規模		施工事業者名 (受 任 者)	
		着 工 日	年 月 日
		完 成 日	年 月 日
改修費用	円		
(申請者) 桑名市長 上記のとおり関係書類を添えて介護保険居宅介護(予防)住宅改修費の支給を申請します。 また、この申請に基づく介護保険居宅介護(予防)住宅改修費の受領について下記の委任者に委任します。 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 被保険者 住所 〒 (申請者) 氏名 電話番号			
上記申請者から委任のありました事項について、桑名市介護保険居宅介護(予防)受領委任払い制度に関する要綱に基づき承諾します。 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 受任者 住所 (事業者) 事業所名 電話番号 代表者職及び氏名			

※注1 受任者(事業者)以外で工事した場合は支給対象になりません。

※注2 添付書類(住宅改修が必要な理由書・見積書・平面図・施工前写真・受付内容確認票・住宅所有者が異なる場合は承諾書)

市処理欄	滞 納	有 ・ 無	残 額	円
	介護度	支1・支2・介1・介2・介3・介4・介5		
	入 院	有 (退院の目途 / 頃 ・ 無)		
	生 保	有 ・ 無	負担割合	1割・2割・3割
	申請額(改修費用)	給付対象額	給 付 額	自己負担額

介護保険居宅介護（予防）受領委任払いに係る誓約書

（裏）

(宛先) 桑名市長

年 月 日

住所

事業者名

代表者職及び氏名

電話番号

桑名市介護保険居宅介護（予防）受領委任払い制度を受任するにあたり、次の事項を遵守することを誓います。

1. 介護保険の保険給付の対象となる福祉用具の購入並びに住宅改修の提供に関しては、関係法令及び桑名市介護保険居宅介護（予防）受領委任払い制度に関する要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
2. 福祉用具購入や住宅改修を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な福祉用具購入や住宅改修の施工に努めること。
3. 福祉用具購入や住宅改修の施工に当たっては、介護支援専門員（ケアマネジャー）等と連携し、被保険者の提示する介護保険被保険者証及び負担割合証によって被保険者資格、住所、要介護認定等の有無及び有効期間並びに給付制限の有無や負担割合等を必ず確認し、桑名市介護保険居宅介護（予防）受領委任払い制度が利用可能かどうか確認すること。また、当該被保険者の過去の福祉用具購入や住宅改修の給付実績を確認すること。なお、超過負担が発生する場合、被保険者等から予め了解を得ること。
4. 福祉用具購入の費用については、被保険者に販売予定の福祉用具に係る福祉用具販売計画（居宅サービス計画書第2表及び第3表でも可）及び見積書を作成し、了解を得ること。また、住宅改修の費用については、桑名市住宅改修の手引に従い、その施工に係る費用の見積書及び図面等の必要書類を作成し被保険者に対し十分に説明を行ったうえで了解を得ること。なお、被保険者又は介護支援専門員等が複数の事業所から見積りを取り寄せる場合にも、福祉用具購入又は住宅改修に要する費用の「見積書」の作成を拒まない事。
5. 住宅改修工事の施工に当たり、当該住宅改修に関する見積書の記載内容及び工事内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更内容について理由書を作成する介護支援専門員等に連絡すること。また、介護支援専門員等の指示に従い、改めて市に対して変更申請書類一式又は変更後の見積書及び図面書類の提出を行うこと。
6. 福祉用具購入費や住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者等に対し自己負担額分を明記した領収書を発行し、被保険者より明細書の作成を求められたらそれに応じること。
7. 受領委任払い制度を利用するに当たって、当該手続きに係る費用を被保険者から徴収しないこと。
8. 被保険者等が、不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとした場合には、遅滞なくその旨を市に通知すること。
9. 関係法令、要綱、この誓約書の遵守事項等に違反し、その是正等について市から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
10. 被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮して円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。
11. 福祉用具購入又は住宅改修の施工に当たり、事業者の責めに帰すべき事由により、対象者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において被保険者に対してその損害を賠償すること。
12. 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。また、事業者の職員及び職員であった者についても、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持させること。
13. 福祉用具購入又は住宅改修の費用は、適正な市場価格とすること。
14. 桑名市税等に滞納がないこと。

※誓約書の代表者氏名欄は、代表者が自署しない場合は記名・押印してください。

介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請書兼承諾書(受領委任払い専用)

ふりがな		保険者番号	
被保険者氏名		被保険者番号	
個人番号			
生年月日	年 月 日生		
住 所	〒 電話番号		
福祉用具名 (種目名及び商品名)	製造事業者名及び 販売事業者名	購入金額	購 入 日
		円	年 月 日
		円	年 月 日
福祉用具購入 が必要な理由			
(申請者) 桑名市長 上記のとおり関係書類を添えて介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費の支給を申請します。 また、この申請に基づく介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費の受領について下記の委任者 に委任します。 年 月 日 被保険者 住所 〒 (申請者) 氏名 電話番号			
上記申請者から委任のありました事項について、桑名市介護保険居宅介護(予防)受領委任払い 制度に関する要綱に基づき承諾します。 年 月 日 受任者 住所 (事業者) 事業所名 電話番号 代表者職及び氏名			

※注1 受任者(事業者)以外から購入した場合は支給対象になりません。

市処理欄	滞 納	有 ・ 無	残 額	円
	介護度	支1・支2・介1・介2・介3・介4・介5		
	入 院	有 ・ 無		
	生 保	有 ・ 無	負担割合	1割・2割・3割
	申請額(改修費用)	給付対象額	給 付 額	自己負担額

介護保険居宅介護（予防）受領委任払いに係る誓約書

（裏）

（宛先）桑名市長

年 月 日

住所

事業者名

代表者職及び氏名

電話番号

桑名市介護保険居宅介護（予防）受領委任払い制度を受任するにあたり、次の事項を遵守することを誓います。

1. 介護保険の保険給付の対象となる福祉用具の購入並びに住宅改修の提供に関しては、関係法令及び桑名市介護保険居宅介護（予防）受領委任払い制度に関する要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
2. 福祉用具購入や住宅改修を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な福祉用具購入や住宅改修の施工に努めること。
3. 福祉用具購入や住宅改修の施工に当たっては、介護支援専門員（ケアマネジャー）等と連携し、被保険者の提示する介護保険被保険者証及び負担割合証によって被保険者資格、住所、要介護認定等の有無及び有効期間並びに給付制限の有無や負担割合等を必ず確認し、桑名市介護保険居宅介護（予防）受領委任払い制度が利用可能かどうか確認すること。また、当該被保険者の過去の福祉用具購入や住宅改修の給付実績を確認すること。なお、超過負担が発生する場合、被保険者等から予め了解を得ること。
4. 福祉用具購入の費用については、被保険者に販売予定の福祉用具に係る福祉用具販売計画（居宅サービス計画書第2表及び第3表でも可）及び見積書を作成し、了解を得ること。また、住宅改修の費用については、桑名市住宅改修の手引に従い、その施工に係る費用の見積書及び図面等の必要書類を作成し被保険者に対し十分に説明を行ったうえで了解を得ること。なお、被保険者又は介護支援専門員等が複数の事業所から見積りを取り寄せる場合にも、福祉用具購入又は住宅改修に要する費用の「見積書」の作成を拒まない事。
5. 住宅改修工事の施工に当たり、当該住宅改修に関する見積書の記載内容及び工事内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更内容について理由書を作成する介護支援専門員等に連絡すること。また、介護支援専門員等の指示に従い、改めて市に対して変更申請書類一式又は変更後の見積書及び図面書類の提出を行うこと。
6. 福祉用具購入費や住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者等に対し自己負担額分を明記した領収書を発行し、被保険者より明細書の作成を求められたらそれに応じること。
7. 受領委任払い制度を利用するに当たって、当該手続きに係る費用を被保険者から徴収しないこと。
8. 被保険者等が、不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとした場合には、遅滞なくその旨を市に通知すること。
9. 関係法令、要綱、この誓約書の遵守事項等に違反し、その是正等について市から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
10. 被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮して円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。
11. 福祉用具購入又は住宅改修の施工に当たり、事業者の責めに帰すべき事由により、対象者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において被保険者に対してその損害を賠償すること。
12. 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。また、事業者の職員及び職員であった者についても、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持させること。
13. 福祉用具購入又は住宅改修の費用は、適正な市場価格とすること。
14. 桑名市税等に滞納がないこと。

※誓約書の代表者氏名欄は、代表者が自署しない場合は記名・押印してください。